

貨幣流通の諸法則と銀行券流通の諸法則

岡橋, 保

<https://doi.org/10.15017/4362471>

出版情報：経済學研究. 24 (4), pp.1-44, 1959-03-25. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：



貨幣流通の諸法則と銀行券流通の諸法則

岡 橋 保

一 ま え が き

貨幣流通の諸法則とは流通に必要な貨幣の数量を規定する法則をいう。流通する貨幣の数量はいろいろな原因から変動する。この変動の法則は、それぞれがった内容の変動を規定する法則であるから、一つではなくていくつかの法則でなければならぬ。しかし、それらはいずれも貨幣の流通数量の増減を規定する変動一般の法則であるとともに、さらに資本制商品流通によっても変更されることがないばかりか、すべての代用貨幣、ことに銀行券の流通においても支配しているところの「一般に妥当する」一つの法則でもある。というのは、代用貨幣とは流通手段あるいは支払手段としての規定における貨幣の代替物であるから、それぞれの貨幣の流通量を規定する諸事情は、それぞれの貨幣にかわって流通する代用貨幣の数量をも制約するからである。

流通手段としての代用貨幣であるところの紙幣が現実に流通する貨幣にかわって流通するかぎりには、金紙の代表関係は正しくたもたれ、そこに支配する法則は貨幣流通の諸法則であって、いまだ紙幣の流通に独特な法則はあらわれない。こ

の独自の法則があらわれるのは、紙幣が流通に必要な量をこえて投入された場合のみであって、このようなばあいには金紙の正しい代表関係がやぶられるから、価格標準の変化という紙幣流通に独特な現象があらわれるのである。だから紙幣の発行高は流通必要量に限定さるべきであり、そのかぎりでは紙幣の流通は貨幣流通の諸法則の支配をうけ、いまだ紙幣の流通に固有な法則の支配はみとめられないのである。おなじようなことは、銀行券の流通についてもいうことができる。それは貨幣流通の諸法則の支配にしたがうだけではなく、紙幣流通の特殊法則の支配をもまたうけるのである。

ところで、こんにちの銀行券は銀行の貸出をつうじて流通界に出入する。それは、商業手形の割引にもとづいて発行されるばかりでなく、有価証券やその他の価値物を担保としても発行される。銀行券は支払手段としての貨幣やあるいは流通手段としての貨幣に代位流通するだけではなく、さらに流通必要量をこえてさえ発行されることもある。銀行券の発行高が流通必要量を超過しないかぎり、その流通を規定するものは貨幣流通の諸法則であり、その発行が流通必要量以上に達するとき、そこには紙幣流通独自の法則の支配があらわれる。けれども流通にあらわれてくる銀行券が、はたしてこの流通必要量の限度内であるのか、それともそれをこしているのかは、貨幣流通の諸法則の関知するところではない。これらの法則は、流通必要量が何によつて規定されるかを説明するだけであって、そこからは、それらの貨幣にかわって流通にあらわれる銀行券の数量が具体的にくみとれるわけではすこしもない。したがってどのようにして流通界にあらわれた場合、その銀行券が流通必要量の限界内であるのか、あるいは限界をこえて氾濫するような事態はどうして起るのか、——がつぎに問題となつてこなければならぬ。

がらう銀行券は商業手形にかわつてあらわれた銀行手形であつて、支払手段としての貨幣の代替物である。やがて發展して、それは、国家紙幣のなきところでは、それにかわつて流通するようになった。このように銀行券は發券銀行の貸出をつうじて、支払手段としての貨幣か、あるいは流通手段としての貨幣にかわつて流通界にあらわれ、その必要とするところの貨幣需要をみたしているわけである。だから銀行券が流通界にあらわれる數量、すなわちその發行量なるものは、根本的には、この貨幣の流通必要量であり、したがつて貨幣流通の諸法則によつて規定されているところではあるが、直接的にはそれら銀行券の貸出を規定するところの銀行券流通の諸法則にはかならない。商業手形の割引や公債がいの価値物を担保とする貸付にもとづいて發行された銀行券は、いずれも商品の形態轉換にむすびついて流通界にあらわれたものであるから、その銀行券はどのように増減してもつねに流通必要量の限界内にあつて、決してあふれるようなことはない。また、これらの銀行券は商品の形態轉換に関連して流通界に出入するのであるから、伸縮の機能をもっているが、公債を保証として發行された銀行券は、商品の形態轉換とはまったく關係なしに、流通界に投げこまれるのであるから、自律的な収縮の機能をそなえてはいない。この種の銀行券が累積されて流通必要量以上にたつするとき、ここに紙幣流通独自の法則が作用してくる。

このように銀行券のなかにも伸縮性をもつたものもあれば、またそれのないものもあつて、兌換の停止されておるばあいには、後者の伸縮性をもたない銀行券が濫發されてインフレーションとなることがしばしばである。このため、インフレーションは兌換の停止によつて起り、そこでは紙幣流通の独自の法則が專一的に支配しているように考えられて、兌換停

止下における銀行券の増発と物価の騰貴とのあいだに一義的な因果の關係を見、これをインフレーションと誤解しがちであつた。けれども、こんにちのように、兌換が停止されているからといって、収縮性をもたない銀行券がいつも濫発されるというわけではなく、むしろ商品の形態轉換にむすびついた伸縮性のある銀行券が貸付、発行されて、銀行券の増減がかへつて物価の騰落にしたがい、インフレ・デフレ物価ではなく景氣變動にともなう物価の實質的な騰落がくりかえされているにすぎない。かくて兌換停止下にあつても、こんにちの銀行券流通に支配しているものは、貨幣流通の諸法則であつて、紙幣流通の独自の法則では決してない。しかも銀行券がよし商品の形態轉換と關係なくして発行されたとしても、それらが流通必要金量の限度内であるかぎり、それら収縮性のない銀行券を支配する法則も、貨幣流通の諸法則いがいになにでもない。したがつて銀行券流通の諸法則とは、銀行券が現実に貸付けられた場合に、どのような規定における貨幣にかわつて流通界にはいつていくか、それらの數量を規定する法則であつて、それらの銀行券と流通必要金量との代表關係が破れない場合における流通可能量を規定する貨幣流通の諸法則や、代表關係が破られたばあいにおける銀行券の代表金量を規定する紙幣流通独自の法則とは、明らかに區別されなければならないわけである。

この小篇の問題とするところは、一般に銀行券の流通をも支配するといわれている貨幣流通の諸法則や、紙幣流通独自の法則のいわゆる支配の意味を明らかにするとともに、銀行券流通に特有な諸法則を解明しようとするにある。そうして銀行券が前述のようにそれぞれが法則の支配をうけるのであるから、このような銀行券の差別性の解明によつて、

はじめて、兌換停止の下にあってもインフレーションが必ず発生するというわけでないことが理解されるばかりでなく、銀行券流通下のインフレ原因がなによりであり、それがどのようにして形成されるかも明確となる。かくして兌換停止下の物の運動が、景気変動型のそれとインフレ・デフレ型のそれとが並び進行しうることも理解されうることとなる。

二 貨幣流通の諸法則

商品流通の過程とは、商品の形態転換の過程であり、商品の価格実現の過程である。したがってこれを媒介する貨幣の数量は、それら商品の価格の総額によって決定される。というのは、商品はそれらの価格において、すでに、一定量の貨幣を觀念的に表示しているからである。そこで貨幣流通の法則は、これをつぎのように定式化することができる。すなわち、「流通手段の数量は、流通している諸商品の価格の総額と貨幣流通の平均速度とによって規定されている」と。商品流通は一定量の貨幣しかうけいれることができないし、しかも諸商品の価格や形態転換の速度も変動してやまないから、貨幣の膨脹収縮は必然的な法則としてあらわれる。^(註二)かくして貨幣流通の法則とは、この数量伸縮の必然的法則にほかならない。

註一 Karl Marx, Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie. Volksausgabe. Bd. I, 1953, S. 128. 訳文として、向坂逸郎訳「岩波書店版」、長谷部文雄訳「青木書店版」によったが、かならずしもそれにしたがわなかつた。以下引用は原著の巻数と頁数を略記す。

註II K.Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, hrsg. v. K. Kautsky. 9 Aufl., S.117. 訳文は河上肇、宮川実共訳〔改造社版〕によつたが、それにしたがわなかつたものもある。引用は Kritik と略記し、その頁数を示す。

ところで商品の価格はいろいろな事情から騰落するが、諸商品の価値が一定であるときには、それら商品の価格は、貨幣商品としての金の価値の騰落に逆比例して騰落する。諸商品の価格の総額がこのようにして増加あるいは減少するにつれて、流通に必要な貨幣の数量は、それとおなじ比例において増加または減少しなければならない。金や銀の生産地のあらたな発見につづいておこつた十七世紀。ことに十八世紀における価格革命は、ヨーロッパにおいて金や銀の流通手段の氾濫を生ぜしめたのであつた。また金の価値が減少しなくとも、銀が価値の尺度としての金にとってかわつたばあいには、金が流通したよりも多量の銀が流通するであらうし、あるいは、逆に、銀の価値が増加しないでも、金が価値の尺度としての機能から銀を駆逐したばあいには、これまで銀が流通していたよりもより少量の金が流通することとなり、価値の尺度としての貨幣商品の価値の変化したばあいとまったくおなじ現象が生じうる。これらいずれのばあいにあつても、貨幣材料の、すなわち価値の尺度として機能する商品の価値が変動し、かくして諸商品の価値の価格表現が、したがつてこれらの価格の実現に役だつところの流通している貨幣の数量が変動したであらう。しかるにこれらゴールド・ラッシュにともなう物価の騰貴をもって、よりおおくの金や銀が流通手段として機能したからおこつたのだという誤まつた学説が生れたのであるが、この物価の騰貴は貨幣商品金の価値の下落によつておこつたもので、そうしてそれから、流通手段としての金の数量が諸商品の価格の騰貴に正比例して増加したのである。かくて、「流通手段の数量における変動は、このば

あいには、なるほど貨幣そのものから生ずるのではあるが、しかし、流通手段としての貨幣の機能から生ずるのではなくして、価値の尺度としての貨幣の機能から生ずる」ことが、留意されなければならないのである (I, 122)。

注三 拙著『貨幣論』(増補新版) 第十六章参照。

貨幣商品金は一定の価値をもった商品として流通界にはいつてくる。この価値は、価値の尺度としての貨幣の機能に際し、したがって価格の規定に際しては、すでに前提されている。このような前提のもとでは、流通手段として機能する貨幣の数量は、実現さるべき諸商品の価格の総額によって規定されている。諸商品の価格の総額は、また、流通状態にある商品の数量と諸商品の価格の変動によって増減する。このばあいにおける流通手段の数量の増減は、諸商品の価格を実現し、それらの形態転換を媒介すべき流通手段としての機能からおこったものであって、「諸商品の価格変動が現実の価値変動を反映しようと、市場価格のたんなる動揺を反映しようと、流通手段の数量におよぼす影響にはならかわるところはない」(I, 124)。そうしてこのばあいにおける諸価格の騰落は諸商品の相対価格に変更をあたえるから、有利となった商品あるいは価値以上に騰貴した商品の価格は反落し、不利な商品あるいは価値以下に下落せる商品の価格は反騰して、諸価格は騰落をくりかえし、持続性をもたない。このことは、他方、流通手段としての貨幣の相対的価値の増減として反映する。この点、すでに述べた価値の尺度としての金の価値の変動が、「すべての商品に同時に影響し、かくして、他の事情にして同じであるならば、すべての商品の相互的な相対的価値を——それらはいまやすべて、これまでにくらべてより高い、あるいはより低い金価格で表現されるが——不変のまままでおき」(I, 104)。また、価格標準の変更が諸価格の一

様な騰落をもたらし、そうして両者いずれのばあいにおいても、諸価格の騰落が固定性をもち、反騰落に転ずべき必然性をもっていないのと、いちじるしい対照を示している。

さらに、商品の形態転換は貨幣の流通を制約する。ある期間における一国の流通過程は、一方では、おなじ貨幣諸個片がただ一回だけ流通するところの、おおくの並行的な部分的な形態転換をふくんでいるが、他方では、おなじ貨幣諸個片が程度の差こそあれ幾回も流通するところの、おおくの、部分的には並行的な、部分的には相互にからみあった環のおおしい諸々の形態転換をふくんでいる。けれども、流通しているおなじ名称のすべての貨幣個片の流通の総回数、各貨幣個片の流通の平均回数、あるいは貨幣流通の平均速度を生ずる。流通過程——たとえば日々の——のはじめにそこに投げ入れられる貨幣の数量は、もちろん、同時的にかつ空間的にあいならんで流通する諸商品の価格の総額によって規定されているけれども、この過程の内部では、一つの貨幣個片は、いわば他の貨幣個片にたいして連帯責任をもたされているので、一方がその流通速度をはやめるならば、他方のそれはゆるくなる、あるいは、他方の貨幣個片はまったく流通界のそとに飛びだしてしまう。というのは、流通界は、金のある数量——それに個々の成分の平均的流通回数を乗じたものが実現さるべき価格の総額に等しいだけの数量——をしか吸収しえないからである。したがって、貨幣諸個片の流通回数が増加すれば、それらの流通数量が減少し、それらの流通回数が減少すれば、それらの数量が増加する。そこで流通過程のあるあたえられたる期間にとつては、つぎのような貨幣流通の一般法則が成立する。

すなわち、

諸商品の価格の総額
= 流通手段として機能している貨幣の数量
同じ名称の貨幣諸個片の流通回数

以上によって明らかのように、それぞれの期間において流通手段として機能している貨幣の総量は、一方では、流通している商品の価格の総額によって規定されており、他方では、——かの価格の総額のどれだけの部分がおなじ貨幣諸個片によって実現されるかということがこれに依存しているところの——かの商品世界の対立的な諸流通過程の流れの緩急によって規定されている。ところが、諸商品の価格の総額は、各商品種類の価格に制約されているとおなじく、その数量にも依存している。しかるに、価格の運動、流通している商品の数量、および最後に貨幣の流通速度、というこれら三つの要因は、それぞれ方向を異にしかつ割合を異にして変動しうるものであり、かくして実現さるべき価格の総額は、したがってこれによって制約されている流通手段の数量は、これら諸々の要因のいろいろに組みあわさった事情によって増減する。

これら種々の要因の変化はおたがいにうち消されうるために、その結果、それらの要因のたえざる不安定さにもかかわらず、実現さるべき諸商品価格の総額は不変であり、したがって流通している貨幣の数量もまた、依然として、かわらなままでありうる。それゆえ、比較的長期の考察では、各国で流通している貨幣の数量の平均的水準が、おもいのほか安定しており、この平均水準よりの背離がおなじく予想に反してはるかに少ないことが見出される。(1,124-8) もちろん、諸商品価格の一般的な騰貴と下落が週期的に繰りかえされて、流通貨幣の数量が干満し、生産恐慌から一時的には激しい変

動をおこすことはあつても、かかる平均水準におちつこうとする傾向が見られるが、まれにはゴールド・ラッシュのような貨幣の価値そのものにおける下落から流通貨幣の数量の平均水準がたかまるばかりか、ことに価格標準の切下げからくるかかる平均水準の異常なる上昇とその固定の事態も、けつして看過されてはならないであらう。

以上述べた貨幣の流通数量を規定する諸法則は、支払手段としての貨幣があらわれることによって、修正される。流通貨幣のなかには、たんに流通手段としての貨幣ばかりではなく、支払手段としての貨幣も加えられなければならない。けれども、流通貨幣の数量は商品諸価格に依存するという貨幣流通の一般的法則は、これによってすこしも影響されるものではない。というのは、支払の総額も、契約上確定された価格によって規定されているのであるから。この支払に必要とする貨幣の数量は、まず第一に、支払手段の流通速度に依存するとともに、第二には、債権債務の相殺度に依存する。その速度は、また、二重に、すなわち債権者と債務者との諸関係の連鎖と、種々の支払期限のあいだの時間的間隔とによって制約されている。他方、かずかずの販売の同時性と並列とは、流通速度による流通手段の節約にあたえるが、支払手段の節約をおおいに増伸させる契機となっている。おおくの支払が、おなじ場所に集中されると、それらは正量と負量としておたがいに相殺される。そうすると債権と債務の差額だけが清算されればよいこととなり、支払の集中が大量的となればなるほどそれだけその差額が、したがつて支払手段の数量が、相対的に少なくなつたり。

われわれは、すでに、流通手段として流通している貨幣の数量について見てきたが、いま、あるあたえられた期間内に流通する貨幣の総額についてみるに、それは、流通手段および支払手段の流通速度が一定であるとすれば、実現さるべき

諸商品の価格の総額と満期となった支払の総額の合計額から、相殺される支払額を差引き、さらにそれから、おなじ貨幣個片で時には流通手段として時には支払手段として、かわるがわる機能するところの流通回数を差引いたものに、等しい。いま、これをそれぞれの貨幣の流通速度をいれてみると、二つの機能をかわるがわるいとなむ貨幣個片でそれぞれ二回以上にわたる部分は、それぞれの流通速度で整理されるから、最後の差引分は、かわるがわる機能するところの流通回数ではなしに、その一回分だけ差引けばよいので、つぎのように定式化することができる。

$$\text{流通貨幣の数量} = \left(\frac{\text{諸商品の価格総額}}{\text{流通手段の流通速度}} \right) + \left(\frac{\text{満期となった支払額} - \text{相殺額}}{\text{支払手段の流通速度}} \right) - \left(\frac{\text{流通手段および支払手段として機能した貨幣個片の合計額}}{\text{支払手段の流通速度}} \right)$$

商品生産が発達してくると、支払手段としての貨幣の機能が商品流通の領域のそとにまでおよび、地代や租税などは現物給付から貨幣支払にかわってくる。これらの支払と商品流通上の支払が一体となって、一國の一般的な支払日が確立される。これらの支払期日は、部分的には、季節の変動に結びついた生産の自然的条件にもとづいている。この自然的条件はまた、租税や地代などのような、直接には商品流通から発生しない諸々の支払を制約する。社会の全面に分散されて一年のうちの特定期の日々におこなわれるところの、これらの支払に必要な貨幣の数量は、支払手段の節約のうえに週期的な、しかしまったく表面的な混乱を生ぜしめる。支払手段の流通速度にかんする法則からして、すべての周期的な支払にとっては支払手段の必要量は支払周期の長さに正比例し、支払期間の長さに反比例するといえる (1, 140-3, 147)。

以上述べた貨幣流通の法則は、たんなる商品流通あるいは金属流通における貨幣—金の流通数量にかんする法則である

が、この流通数量は価値の尺度としての金の価値の変化や流通手段としての機能などから、金属流通に内在する諸法則によつて規定されているので、貨幣流通の法則は、一本ではなく、いろいろと内容的に区別された何本かの諸法則と呼ばれている所以である (I, 133)。ところが、この流通貨幣の内容的なちがいを見おとすと、商品の形態轉換の停滞を示す貨幣の流通速度の減退を流通手段の缺乏だとして (I, 126)、さらに、商品は価格なしに、また貨幣は価値なしに流通過程にはいり、そこで商品雑炊の一可除部分が山なす貴金属の一可除部分と交換されるという、馬鹿げた仮説になつて、商品の価格は流通手段の数量によつて規定され、流通手段の数量は、また、一国の金量によつて規定されるというような幻想などが生れてくる (I, 128-9)。また、「流通手段の数量は流通している諸商品の価格の総額と貨幣流通の平均速度とによつて規定されている」という法則は、諸商品の価値総額があたり、諸商品の形態轉換の平均速度があたり、あたっているばあいには、流通している貨幣または貨幣材料の数量はそれ自身の価値に依存する、というように表現されることもできる (I, 128. 傍点・岡橋) ということから、貨幣流通の諸法則とは、この一つの法則の「表現」上の多様にすぎないとする見解も、物価変動の多様性や貨幣の流通量を規定する変動の諸要因を区別しない謬見だといわなければならない。(註四)

注四 健一「貨幣流通の諸法則」(「経済論叢」第七七号所輯、金融学会編『金融論選集』V一九五八年に再録) 八頁参照。

貨幣流通の諸法則とは、商品の価格を實現し、あるいは約定価格において觀念的に實現された価格を現実化するための流通手段や支払手段として流通する貨幣の数量を規定する諸事情を問題にするものである。したがつて金属貨幣がもつち流通している場合には、これら貨幣流通の諸法則は、また、金属流通の諸法則とも呼ばれうるわけである (Kritik, 117

g)。貨幣が鑄貨として流通しているうちに次第に磨損してくると、その名目的内容と実質的内容がはなれてきて、流通手段としての貨幣と価格標準および価値の尺度としての貨幣とが矛盾衝突してくる。この両者のくいちがいを解消し、鑄貨がふたたび名実ともに一般的等価となるために、ここに価格標準の法律上の変更によってこの事実を追認しなければならぬようなことが起ってくる。このような一般的等価としての貨幣と流通手段としての貨幣との背離は、代用貨幣の流通においてはよりしばしば発生する。代用貨幣の流通には、貨幣流通の諸法則の支配とともに、いまや、さらに、かの価格実現に必要な貨幣（＝金）と代用貨幣との代表関係を規定する独自の法則が支配してくる。

紙券流通における貨幣流通の諸法則とは、価格の実現に必要な貨幣とおなじ額面で流通するかぎりの紙券の流通量を規定するものであるにたいして、紙幣流通独自の法則とは、この必要貨幣と紙券との代表関係を規定する法則である。われわれは節をあらためて紙幣流通の独自の法則について論じよう。

三 紙幣流通の独自の法則

ほんらいの紙幣である国家紙幣は、直接、金属流通から発生する。それは流通手段としての貨幣の機能からでてきた代用貨幣である。紙幣は、貨幣名で表示されている金量の章標、すなわち金章標であり、価値をもった金の一定量を代表している価値章標である。したがって価値章標たる紙幣が代表する金というのは、ただ、金じたいが鑄貨として流通過程にはいりこむ限度の金量にすぎない。そうして流通過程にはいりこむ金の数量は、諸商品の価値とそれらの形態転換の速さ

とが一定であるならば、金じしんの価値によって規定されることは、すでに、貨幣流通の法則において明らかにされたところである。金貨がいろいろな名称の紙幣によって代理される場合には、

これら種類のちがった紙幣の数量は、流通全体のために必要な金の数量によって規定されるばかりでなく、それぞれ特定の流通範囲のために必要な金の数量によっても規定される。

〔第一表〕 各種通貨の構成比率

昭和5 (1930) 年				昭和33 (1958) 年			
日本銀行券	小計 百円 二拾 拾五 一	百万円	%	小計 五千 千円 五百 百円 その他	億円	%	補助貨
		1,436			6,886		
		235	13	907	13		
		57	3	5,113	71		
		890	50	198	12		
		213	12	633			
		39	3	31			
	補助貨	344	19	304	4		
	合計	1,781	100	7,191	100		

備考1、日 銀 調

2、昭和33年の数字は3月末

券七一パーセント、そうして五百円、百円、その他の紙券および補助貨を加えて一六パーセントとなっている。戦前の通貨の主力が拾円券と五円券であったにたいし、こんにちの中心は千円券で、前者の二拾円券および一円券まで含めた金額

国家紙幣の流通なきところでは、銀行券や補助貨幣によってその空間がうめられているので、これらの通貨の流通構成について戦前の昭和五年と戦後の三十三年三月をとって比較してみるとつぎのような事情が明らかとなる。すなわち昭和五年における通貨の総額は一、七八一百万円であって、そのうち百円券一三パーセント、二拾円、拾円、五円、一円各券の合計は六八パーセント（うち拾円券のみで五〇パーセント）補助貨一九パーセントとなっている。これにたいして、昭和三十三年三月では通貨の総額七、一九一億円、そのうち五千円券が一三パーセント、千円

一、一九九百万円に比し千円券の総額が四二八倍で、通貨総額の四〇〇倍をややうまわり、五千円券と百円券の倍率も三九〇倍とだいたいちかい。そうしてこんにちの五百円以下は戦前の補助貨に相当し三四〇倍となつている（第一表参照）。このようにこんにちの各種の通貨は、戦前のそれぞれと大体似たような割合を示し、それらがいずれも特定の流通範囲のために必要な貨幣の数量によって規定されていることが推定される。

価値の尺度としての金の価値が増減すれば、流通する紙幣の数量は、商品の数量と価値が変化しなかり、金の価値の変動に反比例して増減する。そうして紙幣の数量はそれが流通において代理する金貨の数量によって規定され、金貨の数量の変化にしがって増減するから、このかぎりでの紙幣の運動を支配するものは、貨幣流通そのものの諸法則にはかならない（I, 133）。そこには紙幣に特有な運動はすこしもみとめられないのである。

ところで、価値章標としての紙幣は流通金量を代表するにすぎないから、紙幣流通の独自の法則は、この金と紙幣との代表関係からのみでてくる。紙幣は金貨とちがって商品の形態転換とは無関係に増減しうる。このため紙幣の金貨にたいする正しい割合が破ぶられ、ここにはじめて、紙幣に特有な運動があらわれる。いま、商品流通に必要な金の数量が一・五百万キログラムであり、国家が一円券で六千億の紙幣を流通に投じたとすれば、この六千億の紙幣は一・五百万キログラムの金の代表に転化せしめられる。これは、国家が一円券をこれまでの三分の一の金量の代表者にしたのとおなじことである。ここでは価格の標準がえられただけであつて、この変更が貨幣の含有金量の引下げによって直接に生ずるか、紙幣の数量を膨脹させることによって間接に生ずるかは、どうでもよいことである。いまでは円という名称が以前の三百

分の一の金量を表示しているのであるから、すべての商品の価格は三百倍に騰貴し、したがっていまでは、これまで二〇億円の紙幣が必要であったように、実際六千億の一円券が必要となる。紙幣の総額が増加するとおなじ割合で、個々の紙幣の代表している金量は減少する。金貨の流通量は商品の価格の総額に依存するのに、流通する紙幣の価値はそれしんの数量に依存するという紙幣流通の独自の法則があらわれ、ここでは、貨幣流通の諸法則が顛倒してあらわれるというだけではなく、むしろ消滅したようにすら見える。しかしそこには、なお、貨幣流通の諸法則が前提されていることを看過してはならない。そうして貨幣数量説への顛落は、これら貨幣流通の諸法則の紙幣における支配を見うしなうことからはじまる。

ヒルファーディングは、紙幣流通における貨幣流通の諸法則の支配を理解せず、紙幣の減価（価格標準の引下げ）を流通手段の価値の低落と同一視して、紙幣流通の法則を貨幣数量説として誤解し、紙幣流通における貨幣数量説の専一的支配を強調したのであった。かれは補助貨幣に顛落した銀グルデンの価値がその素材価値、銀地金の価値よりも高い事実に当惑して、それを代表金量の価値からではなく、直接商品の価値から説かんとして、いわゆる「社会的に必要な流通価値」という近道論を提唱した。かれは、紙幣を金価値の章標でなく、直接商品の価値章標と誤解したために、好況期における商品のたんなる市場価格の騰貴（価値と価格の乖離）と、インフレーションにおける商品の価格の名目的騰貴を区別することができなかったのである。

いま、十時間労働の生産物である靴一足の価格が四千元（金一グラム四百円とする）であったのが、需要が急にたか

まつて八千円（金二〇グラム）に騰貴したとする。この場合金のがわにおける生産事情にはなんの变化もなかったのだから、十グラムの金も十時間の労働の生産物であったとすると、いまでは十時間労働の生産物である靴一足が二〇時間労働の生産物たる金二〇グラムと交換されるようになったわけで、このような価格の騰貴によっては、別に、価格標準の変更はみられない。ところが、価格標準が二分の一に引下げられて、四百円の表示する金量が一グラムから〇・五グラムに減少すると、おなじ価値の靴が、これまでの二倍の価格表現をあたえられて、八千円となる。いずれにあつても四千円の靴が八千円に騰貴したのではあるが、前者にあつては靴の価格の実現に二〇グラムの金を必要としたことから起つたのにたいして、後者のインフレーションにあつては、これまでと同様十グラムの金しか必要でなかったが、一グラムの金の貨幣名が四百円から八百円に変更されたために生じた名目的な騰貴である。したがつて前者の紙幣量の増大は、流通金量の増加に規定されたものであり、後者は商品の形態転換とは関係なく、したがつて流通金量の変化なくして生じうる。前者は流通手段の機能の問題であり、後者は価格標準の機能の問題にほかならない。だから価格の実現に要する金量をみうしなつては、いずれも十時間労働の生産物の価格が四千円から八千円に騰貴したというだけで、両者はまったく識別のつかないものとなつてしまふ。かくて、紙幣は直接に商品の価値を反映し、紙幣の価値はその数量によつて規定され、ここに、紙幣流通独自の法則の貨幣数量説への転化が完成される。(註一)

註一 R. Hilferding, Das Finanzkapital. 1910, SS. 17ff. なお詳細については、拙稿「紙幣の価値について—ヒルファードィングの紙幣法則の批判」(「銀行研究」第三〇一号、昭和三十二年四月号所載)参照。

四 麓教授の貨幣流通の諸法則

麓教授は、前掲のように、貨幣流通の諸法則とはもともと一つの法則をいろいろと表現をかえたもので、内容的には単一の法則だといわれる。貨幣流通の諸法則のこのような単一法則視角は、実は、いまにはじまったことではない。この単一法則視角が教授の理論の展開のうえにいろいろと障害となつてゐることを、私は批判してきたのであったが、いまや教授はその反批判として「貨幣流通の諸法則」を発表され、ついで「価格変動の諸構造について」なる論文をもつて、紙幣流通下の価格変動にかんする私見に批判を示されたのであった。^(註一) そうしてこの後の論文において教授は、「事物の表面しか観察しえない俗流的見地から……貨幣數量説が生れてくる」ことを示され、私がかつて教授の見解が貨幣數量説におちいるおそれのあることを指摘したのにたいし、自分の見解が決して「事物の表面しか観察しえない皮相な俗流的経済学的な」ものではなく、むしろ「正確な科学的」見解であることを示されたわけである。^(註二)

- 注一 麓 健一「貨幣流通の諸法則」(『経済論叢』第七十七号昭和三十三年所輯)参照。なお本論文はのちに『金融論選集』Vに収録されたので、ここでの引用はすべて『金融論選集』Vの頁数を示す。おなじく麓「価格変動の諸構造について」(『バンクィング』第一二二号昭和三十三年五月号所輯)参照。
- 注二 麓「価格変動の諸構造について」八二頁参照。

この二つの論文は、一応、それぞれ独立のものではあるが、内容的には実はきわめて密接な理論的關係があり、貨幣流

通法則論における単一法則説の誤まりが、まことにあざやかに、後の論文の価格構造論のなかに拡大再現されているのである。そうして教授の紙幣流通下の紙幣流通独自の法則の専一的支配説が、紙幣流通独自の法則の貨幣数量説化であることが、その価格構造論のなかで教授みずからの手によってきわめてみごとに展開されているのを見出す。もちろんその詳細な批判と答弁とは別稿にゆずらなければならないが、^(註二)ここには、ただ、貨幣流通の諸法則のまちがった解釈がいかにマルクスの信用理論の解明に致命的であるかを、簡単に示しておく。

注三 拙稿「紙幣流通にのみ固有な特殊法則」について—麓教授の貨幣教量説批判—(パンキング第一三五号昭和三十四年六月号所載)参照。

まず、「貨幣流通の諸法則」論において麓教授の問題とされるところは、つぎの二つの点につきる。すなわち、貨幣流通の諸法則とは、「流通貨幣量は諸商品価格に規定される」という一つの法則をいろいろ表現をかえて多数の法則としたものであり、紙幣流通の諸法則—「不換国家紙幣の諸法則」も「紙幣にのみ固有な特殊法則」の表現的複数であって、紙幣はこの特殊法則にのみしたが、貨幣流通の諸法則の紙幣の流通における支配を否定される。

第一の貨幣流通の諸法則の内容的単一法則説—表現的複数法則説の根拠となつてゐるマルクスの文章というのはつぎのとおりである。「流通手段の量は流通しつつある諸商品の価格総額と貨幣流通の平均速度によつて規定されるという法則は、諸商品の価値総額が与えられており、また諸商品の形態転換の平均速度が与えられているばあいには、流通しつつある貨幣あるいは貨幣材料の量は、それ自身の価値に依存する、い、う、よ、う、に、も、表、現、さ、れ、う、る、」と(J. 128. 傍点—麓)。かくて麓教授は、「前段の法則が後段の法則のようにも^(註四)表現されうるのであつて、これらはいずれに貨幣流通にかんする法則にはかならない。かくて一つの法則が、それを基本としながら、それとは異なつたいくつかの法則となるわけである」

と主張される。もちろん教授の意図は、「一つの基本法則」があつて、それが「異なつたいくつかの法則」に分化するといわれるのではなく、これら「異なつたいくつかの法則」は「基本法則」の部分法則であるのでもなく、ただ「基本法則」と表現がちがつているというだけで、いずれもがただ「一つの法則」の表現上のちがひだといわれるにある。

注四 麓「貨幣流通の諸法則」八頁参照。

ところでマルクスにあつては、貨幣流通の法則をいろいろと言いかえて諸法則とするには、それぞれ理由のあつてのことである。流通貨幣量の変動が諸商品価格によつて規定されているとはいつても、諸価格の変動が流通手段としての貨幣の機能から生ずる場合もあれば、また価値の尺度としての機能から生ずる場合もある。また諸商品の価格変動が現実の価値変動を反映している場合もあれば、市場価格のたんなる動揺を反映している場合もある。したがつてこれらの変化によつて規定されている流通貨幣量の変動といつても一色ではなく、その差別性を重視するがゆゑに、マルクスにおいては、貨幣流通の法則は一つではなくて「諸法則」と複数になつていのである。しかるに麓教授は、マルクスの法則の言いかえをきわめて素朴にうけとられて、それをたんなる表現上のちがひとし、内容的な差別性を見うしなわれる。こうなつてくと流通貨幣量を規定する諸商品価格の構造的差別も重要でなくなり、そうしてマルクスの価格構造論も正しく理解されないのも当然のことである。後述する麓教授の価格構造論における誤謬は、じつに、貨幣流通の諸法則の内容的單一法則説に由来するものである。

麓教授の貨幣流通法則単數説の根拠としておられる第二のマルクスの叙述というのは、つぎの『経済学批判』における

文章であつて、ここでは貨幣流通の法則と紙幣流通の法則とが相対比され、それぞれ四つの表現において例示されているといわれ、紙幣流通の諸法則Ⅱ「不換國家紙幣の諸法則」も内容的には単一の法則にすぎないとされる。すなわち、「価値章標の流通では、現実の貨幣流通のすべての法則が反対の形でさかだちして現われる。金は価値をもつから流通するのに、紙幣は流通するから価値をもつ。商品の交換価値があたえられておれば、流通する金の量はそれじんの価値に依存するのに、紙幣の価値は流通するその数量に依存する。流通する金の量は商品価格の騰落につれて増減するのに、商品価格は流通する紙幣の数量の変動につれて騰落するのに見える。商品流通はただ一定量の金鑄貨を吸収することができるだけであり、したがつて、流通する貨幣の収縮膨脹の交替が必然的法則としてあらわれるのに、紙幣はどんなに増加しても流通に入りこむように見える」と(Kritik, 117)。しかしマルクスがここで貨幣流通の諸法則と対比しているのは、紙幣流通の諸法則ではなくて、「紙幣流通の独自の一法則」にすぎない。というのは、マルクスも明らかに述べているように、流通金量以内の紙幣は価値章標としての紙幣に固有でない運動をおこなない、「その運動において反映するのは貨幣流通そのものの諸法則にほかならない」(I, 133.)からである。そのような紙幣の流通にあつては、貨幣流通の諸法則は、決して、顛倒してあらわれもしなければ、また消滅したように見えるどころか、そこには、はつきりと「反映」しているからである。(註五)

注五 　だからマルクスは、麓教授の前掲の引用文につづいて、つぎのように述べている。――

「國家は、その名目上の内容よりわずかに百分の一グレインだけ少ない鑄貨を發行しても、金銀鑄貨を偽造したことになり、し

たがって流通手段としてのその機能を攪乱することになるのに、金属の鑄貨名いがいには何ものをも持っていない無価値紙幣を発行しても、まったく正しいことを行ったことになる。金鑄貨は明らかにただ諸商品の価値そのものが金で評価され、または価格として表示されるかぎりでのみ、諸商品の価値を代理するのであるが、価値章標は商品の価値を直接に代理するかに見える。それゆえ、貨幣流通の現象をば強制通用力をもつ紙幣の流通について一面的に研究する観察者が、なにゆえ貨幣流通のすべての内在的諸法則を誤解せざるをえないかは、明らかとなる。実際これらの諸法則は、価値章標の流通において単に顛倒して現われるというだけでなく、そこでは消滅したかに見える。けだし紙幣は、正しい分量で発行された場合には、価値章標としての紙幣に特有でない運動を行い、紙幣に特有な運動は、直接に諸商品の形態転換からは生しないで、金にたいするその正しい割合の侵害から生じるからである」と(Kritik, 118)。

以上からも明らかなように、マルクスにあっては、流通金量以内の紙幣は紙幣に特有でない運動をおこなない、したがってその流通を支配する法則は貨幣流通の諸法則そのものであり、紙幣流通に特有な運動をおこなう流通金量以上の紙幣の流通を規定するものが、「紙幣流通に独自の一法則」だというのである。このように紙幣の運動を規定するものに、二つのうちがった種類の法則があつて、紙幣に特有でない運動を規定する法則が貨幣流通の諸法則であり、それに特有な運動を規定する法則が「紙幣流通に独自の一法則」であるから、それらをもつて「不換国家紙幣の諸法則」といわれているわけである。しかるに麓教授は、紙幣のこれら二つの異なつた運動を区別せず、紙幣はすべておなじ紙幣流通の法則の支配を受けるとされる。そうして「紙幣流通の諸法則」「換不換国家紙幣の諸法則」というのは、それらのなかでも「それらの根幹となるべき法則」すなわち「紙幣にのみ固有な特殊法則」の「各種の表現」であるといふにある。(註六)

注六 麓 前掲論文 一六一七頁、一九頁および一九二〇頁参照。

マルクスにあっては貨幣流通の法則は紙幣にも妥当するという意味において、それは「一般的法則」でもあったのだが、麓教授にあっては、貨幣流通の法則はもはや紙幣の流通を支配せず、そこにはただ「紙幣流通の法則」の支配があるだけである。しかも教授によれば「紙幣流通の法則は、紙幣にのみ固有な特殊法則」であり、それはまたマルクスの「紙幣流通の独自の一法則」でもあるようである。かくて紙幣の専一的流通、あるいは兌換停止下の銀行券流通にあっては、「紙幣流通の独自の一法則」の支配しかありえないというわけである。

さきに麓教授は、貨幣の流通量を規定する商品価格の構造的差別を無視することによって、貨幣流通の諸法則を単一の法則だと主張されたが、いままた紙幣流通の諸法則に「不換国家紙幣の諸法則」の単教法則説を強調される。このような麓教授の見解は決してそのままとどまりうるものではない。すなわち貨幣流通の諸法則にかんする内容的単一法則説とは、金属流通における価格変動の構造的無差別説につうじ、また紙幣流通における「紙幣流通の独自の一法則」の専一的支配説は、紙幣流通における価格変動を価格標準の変更がいから生じないとする見解につらなる。しからば教授の価格構造論ははたしてどうであらうか！

麓教授は商品の価格の変動を商品がわの事情によるばあいと貨幣がわの事情によるばあいの二つに大別し、前者をさらに、商品の価値そのものが変動して価格の変動するばあい、商品のたんなる市場価格が変動するばあいに分けて説かれる。これら二つの価格の変動は景気変動の過程においてあらわれる価格の騰落であるが、これを貨幣の機能の面から見

ると、後者の市場価格の動揺のばあいとは、貨幣の等価としての機能と流通手段としての機能との矛盾したばあいであつて、前者の価値の変化にもとづく価格の変動にあつては貨幣の機能間の矛盾はみとめられない。したがつて商品の価格の変動にこのような二つのばあいを区別する以上、そうして流通貨幣量はこれらの価格の変動によつて規定されるのであるから、貨幣流通の諸法則も内容的に区別されなければならないであろう。

注七 麓「価格変動の諸構造について」(前掲誌所輯) 八六—七頁参照。

つぎに教授は、貨幣のがわの事情変化にもとづく価格変動について、三つのものを区別される。その第一は金貨幣の価値の変動によるばあい、第二は価値尺度として機能する貨幣商品の變更にもとづくばあい、第三は価格標準の變更にもとづくばあいである。^(註)そうして第一と第二はいずれも貨幣の価値尺度機能における変化にもとづく価格変動のばあいであつて、貨幣の価値あるいはその絶対的価値の変化にもとづいて商品の価格が騰落するばあいである。これにたいして前者の商品のがわの事情による価格変動のばあいを、貨幣の相対的価値の変動にもとづく商品価格の騰落のばあいともいわれている。これら両者は区別されなければならないばかりか、後者のうちの市場価格の変動のばあいと前者の尺度機能の変化にもとづく価格変動のばあいとは、特に、明確に区別する必要がある、両者における流通貨幣量の増減の同一性をもつてその内容的差別を見おとさないように、マルクスも『資本論』のなかでいしましめていたのである(L, 122)。麓教授もマルクスのこの注意を引用されて、「かくして、結果的にみれば、価格が上昇しているときは流通貨幣の分量の増大がみられ、価格が下落しているときは流通貨幣の分量の減少がみられる。そこで、ここでもまた、事物の表面しか観察しえない俗流的見

地から、価格の変動は流通貨幣の分量の増減に依存するという貨幣数量説が生れてくる」と付言しておられる。^(註七) もちろんマルクスのいわんとするところは、流通貨幣量を規定する商品の価格変動に、貨幣の価値尺度機能の変化にもとづくばあいと流通手段機能の変化によるばあいを明確に区別すべきことこれであって、貨幣の流通手段機能の変化にもとづく価格の変動を説くことがただちに数量説だというわけではなく、むしろ価格の変動をすべて流通手段の増減にのみ帰し、それがいまいの価格変動をみとめない見解が貨幣数量説なのである。

注八 前掲論文 八九―九〇頁参照。

注九 前掲論文 八九頁参照。

貨幣のがわの事情変化にもとづく価格変動の第三のばあいは、価格標準の変更による価格の名目的騰落のばあいである。価格標準とはいうまでもなく円という貨幣名でもって表示されている金の一定量であって、この金量の増加(平価の切上げ)、その減少(平価の切下げ)によって、一定の金量と価値の等しい商品の価格は下落したり、騰貴したりするのである。^(註一〇)

注一〇 前掲論文 九二頁参照。

以上は金属流通すなわち貨幣の流通においてあらわれる価格の騰落のいろいろなばあいである。麓教授はこれら価格変動の構造的な差別を説くことによって、インフレーションの価格構造の特殊性を「科学的」に解明せんとされる。^(註一一) けれどもインフレーションとは、教授によると、紙幣の濫発による価格標準の経済的・事実的・もしくは間接的な切下げによる諸

商品価格の連続的上昇であるから、紙幣流通における価格変動の諸構造が解明されなければならない。しかし教授の価格構造論にあっては、貨幣流通のもとにおける前掲の価格変動の諸構造を説かれるのみで、そこから一足とびに価格標準の「切下げ」論にうつり、これを大別して、「法律的な、したがって直接的な切下げと、経済的・事実的な、したがって間接的な切下げ」の二つの形式とされる。そうしてげんみつには、この価格標準の法律的切下げのばあいのみ「平価の切下げ」といい、紙幣の濫発によって生ずる価格標準の「経済的・事実的・もしくは間接的切下げ」にもとづく諸商品価格の連続的騰貴をインフレーションと規定される。かくして紙幣流通のもとにおける価格変動は、インフレーションという紙幣の濫発にもとづく「経済的・事実的・もしくは間接的切下げ」から生ずる諸商品価格の「連続的騰貴」がいにはないといわれるにあるようである。^(註二)

注一 前掲論文 八二頁参照。

注二 前掲論文 一〇一頁参照。

注三 前掲論文 九二―三頁、九三―四頁^(註)および八三頁参照。

麓教授の価格標準の「事実的切下げ」は、マルクスの価格標準の「事実的」変更(I, 133.)とはまったく似もつかないものである。マルクスにあっては、貨幣流通のもとにおける価格変動が紙幣流通においてもみとめられている。すなわち、商品の価値が変動すればその紙幣価格も騰落するし、紙幣流通にあっては商品の価格が価値から背離するかぎり、すなわちたんなる市場価格の変動にあっては、紙幣の相対的価値の騰落が認められる(Kritik, 188; I, 124.)。また価値の尺度

の機能の變化から紙幣の流通量の變動を説いていることからも (Kritik, 114)、代表金量の価値の變動にともなう商品価格の騰落、すなわち紙幣の絶対的価値の騰落が考えられているといえる。また価格標準の「事实的」な切下げは、麓教授のいわれるように、たんに紙幣の濫発の場合にかぎって起るといふわけでもない。現にマルクスも『経済学批判』において金貨の磨損にともなう、「事实的」な切下げについて述べている (102-3)。これにともなう金の市場価格の騰貴は、反面、商品価格の名目的騰貴を意味し、これら悪貨の改鑄にともなう旧価格標準への復帰は「事实的」な切上げにほかならない。それにもとづいて商品の価格も当然に下落せざるをえないであろう。紙幣の濫発による価格標準の「事实的」な切下げと金貨の磨損による「事实的」切下げとによって生ずる価格の騰貴がいずれも名目的であり、その構造的な差別が認められない以上は、両者をいづれもインフレーションと規定せざるをえないであろう。このような価格標準の「事实的」切下げによる諸商品価格の騰貴をインフレーションと呼ぶならば、その「事实的」切上げによつて生ずる諸商品価格の下落はデフレーションと呼んでも一向に差支えがないはずである。さらに価格標準の變更が「事实的」であろうと「法律的」であろうと、それにもとづいて生ずる諸商品価格の騰落に構造的なちがいがいとするとするならば、インフレ・デフレの本質は、価格標準の變更にもとづく諸商品価格の名目的な騰落にあるというべきであつて、教授のように価格騰貴の「連続性」をもつてインフレの特質とすることは、根本的な誤りといわなければならない。なぜならば、インフレにおける価格の騰貴は紙幣の濫発にもとづく価格標準の切下げから生ずるのであつて、紙幣の発行の継続にしてなら必然的なものではないかぎり、価格標準の切下げも永続せず、したがつて価格の騰貴も「連続」的となるものではないからである。

むしろ麓教授が価格変動の構造的な差別を説きながら、インフレ物価の本質にこの「連続性」の規定を持ちこまざるをえなかった理由こそは、実に、貨幣流通の諸法則の内容的単一法則説、ことに「不換国家紙幣の諸法則」の単一法則説すなわち紙幣流通における「紙幣流通にのみ固有な特殊法則」の專一的支配の見解にある。貨幣流通の諸法則の単一法則説とは流通貨幣を規定する諸商品価格の構造的無差別の主張である。かくて教授の「価格変動の諸構造」の複数も、貨幣流通の諸法則の複数が表現上の多様であるとおなじように、「基本」となるもののいろいろな「言いかえ」にすぎないこととなろう。金属流通のもとにおける価格変動の「構造」的差別がこのようにたんなる「言いかえ」であればこそ、紙幣流通にあつては、価格変動をあれこれと言いかえるようなことをせず、いなむしろ「諸構造」の存在すら否定されて、たんにきて、インフレーションという紙幣の濫発による価格標準の切下げから起る諸価格の騰貴の一つしかありえないとされたのであろう。これは、また、紙幣流通における「紙幣流通にのみ固有な特殊法則」の專一的支配説によって裏づけられ、教授の貨幣流通法則の内容的単一法則説は、価格構造論ことに紙幣流通のもとにおける価格変動のインフレ一色論へとみごとな論理の一貫性を誇示しておられる。

かくて紙幣流通のもとにあつては価格標準は「たえまなき変動にさらされることになる」^(註一四)から、紙幣の濫発による価格標準の切下げから諸商品価格はつねに騰貴するという、教授の「紙幣流通にのみ固有な特殊法則」は、「価格の変動は流通貨幣の分量の増減に依存する」という貨幣数量説^(註一五)のたんなる「表現」のちがいにすぎないこととなろう！

五 銀行券流通の諸法則

貨幣流通の諸法則によつて、われわれは流通界の必要とするところの流通手段あるいは支払手段として機能するそれぞれの貨幣の數量が、どのような諸事情によつて規定され、それらの増減がどうして起るかについて知ることができた。そうしてまたこれらの法則は銀行券の流通においても支配し、ここでは、それらの貨幣にかわつて流通するそれぞれの銀行券の數量が何によつて規定され、變動するかも明らかとなつた。ところでこれら流通に必要な銀行券は、發券銀行の貸出をうけて供給されるのであるが、それらは支払手段としての貨幣か、あるいは流通手段としての貨幣のいずれにかわつて流通界にあらわれ、そうしてそこではさらにその内在的諸法則にしたがつて購買や支払にもちいられる。このように流通手段あるいは支払手段としての貨幣にかわつて流通界にあらわれる銀行券とは、いづれも商品の形態轉換にむすびついて流通界にあらわれるのであるから、それらが流通必要量の限界を突破するようなことは決しておこらないが、商品の形態轉換とは無關係に、流通界のそこから追加的に投入さされる銀行券はしばしばかかる流通の限界をこえて發行された。銀行券流通の諸法則とは、銀行券が流通界にあらわれるばあいに、それが商品の形態轉換にむすびついて發行されるのか、あるいはそれとはなんの連関もなしに發行されるのか、それぞれの銀行券の數量を規定するところの法則である。したがつて商品の形態轉換と関連して發行された銀行券は、あるいは支払手段としての貨幣に代位してあらわれるものと、

またあるいは流通手段としての貨幣に代位して流通にはいるものがあり、それらはいずれも商品流通の諸事情によって伸縮しうるがゆえに、すなわち貨幣流通の諸法則の支配をうけるが、商品の形態転換と無関係に流通界にあらわれた銀行券は収縮機能をもたず、したがって流通の限界を突破するときは、そこに紙幣流通独自の法則の支配があらわれるわけである。

銀行券とはもともと個人の商業手形にかわってあらわれた一覽払の銀行手形であり、それは支払手段としての貨幣に代位流通する代用貨幣であった。しかしこのようなほんらいの銀行券もしだいに發展し、手形割引がいの担保付貸付によって流通手段としての貨幣のかわりに流通するようにもなってくる。それは銀行券じたいが流通手段としての貨幣の機能的存在形態であるところの国家紙幣に變質するのではなく、むしろ後者に媒介されていた現金取引を信用取引に転化することによって、銀行券はあくまでも支払手段を節約するその機能的存在形態でありながらも、現金取引とおなじ効果を実現することによって、銀行券は国家紙幣にかわって、流通手段としての貨幣に代位流通するわけである。前者の商業手形の割引にもとづいて発行される銀行券の數量を規定する法則を手形流通法則といい、公債がいの有価証券を保証として発行される銀行券數量を規定する法則を金屬流通法則とよぶ。そうして公債を保証として発行される銀行券の數量を規定する法則を紙幣流通法則となづける。このようにおなじ銀行券であっても、その発行數量がそれぞれがった法則によって規定されており、したがってその流通量はつねに貨幣流通の諸法則の規定する限界内にとどまっているものと、あるいはその限界をこえて紙幣流通独自の法則の支配をうける銀行券とが明らかとなる。もちろん紙幣流通法則にしたがう銀

行券のみが紙幣流通の独自の法則の支配をうけるわけではない。商品の形態転換と関連して発行された銀行券であってもそれと無関係に発行された銀行券の増大によってそれら両者の流通額が流通必要量以上に超過した場合には、それら銀行券が全体として減価し、紙幣流通の独自の法則の支配にしたがう。けれども前者の銀行券じたいにはかかる流通限界を超えて増大する事情はなく、したがってそれはもともと紙幣流通の独自の法則の支配をうけるものではない。これは、商品の形態転換と無関係に発行された銀行券であっても、それがかかる流通必要量以内であるかぎり、貨幣流通の諸法則の支配をうけることもあるのとおなじである。かくて、銀行券流通の諸法則とは、かかるいろいろな銀行券の発行量を規定する法則であり、貨幣流通の諸法則とはこれら銀行券の流通限界を規定し、それを突発するとき紙幣流通の独自の法則の支配があらわれるわけである。

われわれはつきにかかる銀行券流通の諸法則のそれぞれについて考察することとしよう。

I 手形流通法則

ほんらいの商業貨幣が商業取引から生ずる商業手形の流通形態であり、さらにその割引によってあらわれる銀行の手形がほんらいの銀行券である。「手形の実在は……産業者や商人たちがおたがいに与えあう信用にもとづく。この信用が減少すれば、手形、ことに長期手形の数が減少する」(III, 566)、これら手形の流通事情によって銀行券の発行量が制約される。こんにち割引手形の漸減的傾向は世界的な趨勢であつて、手形の割引にもとづいて発行されるほんらいの銀行券の発行総額にしめる割合はきわめてわずかなものである。昭和三十三年十一月末における日銀券の発行総額にたいする

割引手形の比率は六パーセント余にすぎず、外国為替引当貸付額を加えても、九パーセントあまりである。

商業手形は流通された商品の価格を観念的に実現する。この商業手形がさらに期日までのあいだ転輸流通することによって、つぎつぎに譲渡された商品の価格を観念的に実現していく。そうして満期日にいたって手形が支払われるとき、それら中間の取引も完了し、その手形じたいは現実には貨幣の支払われることを節約したこととなる。商業貨幣とは、このような商品の形態転換の過程においてあらわれるところの商業手形にほかならない。ほんらいの銀行券とは、かかる商業手形にかわってあらわれた銀行手形であるから、それは、ほんらいの商業貨幣とおなじように、商品の形態転換にむすびついてあらわれたものといふことができる。そうしてその数量は、割引手形の増減によって規定され、それら手形が満期となるとともに、銀行券は還流し、収縮する。支払手段としての貨幣にかわって流通界にあらわれるこれらほんらいの銀行券の数量を規定する法則を手形流通法則というのである。

このようにほんらいの銀行券は、商品の形態転換にむすびついてあらわれるのであるから、それじたいに伸縮性もち、その発行数量は、つねに、貨幣流通の諸法則の規定するところの貨幣の流通必要量の限界内にとどまって、それをこえて氾濫するようなことは決して起りえない。この認識はすでにスミスのにおいてもみられるところであるが、リカアドは、同一商品についても数枚の手形の振出されうることをもって、真正手形の割引によってもなお過剰な銀行券の発行されうることを説き、スミスの主張を反駁する。^(注)けれどもこの批判は、商品じたいのがわの回転をまったく見おとした誤解にたつものである。おなじ誤謬は、ソーントンにおいてもみとめられるばかりでなく、こんにちの信用創造論の理論的

根拠は、いつに、かかるリカアドの誤解に發するものといふことができる。(註二)

註一 Letters on the Bullion Report. The Works and Correspondence of David Ricardo, ed. by P. Straffa. Vol. III, 1951, pp. 150-1.

註二 Thornton, H., An Inquiry into the Nature and Effects of the Paper Credit of Great Britain, Hayek edition, p. 86. 拙著『貨幣論』〔増補新版〕一四〇頁以下参照。

II 金屬流通法則

もともと商業手形にかわつてあらわれたほんらいの銀行券は、支払手段としての貨幣にかわつて流通界にあらわれたものではあつたが、かかる銀行手形が發展して期限付のものから一覽払となり、その流通の基盤も確立するにおよんで、ついに流通手段としての貨幣とならんで一般流通にまで進出しようようになってくる。かくて銀行券は、さらに、種々の価値物を担保に貸出され、それらを保証として發行されるにいたる。これらの銀行券の借手は、その發行保証となつている価値物の価格の實現にかつて支出した貨幣にかわつて、銀行券を手にいれたわけであつて、この銀行券はかかる購買手段としての貨幣にかわつてあらわれたものといふことができる。詳言すれば、借手はその有価証券を売却して貨幣を取り戻すところを、銀行からの借入によつて、貨幣のかわりに銀行券を手に入れるのであるから、この銀行券はかかる有価証券の流通を媒介する貨幣にかわつてあらわれたものにほかならない。したがつてこの後の銀行券も商品の形態轉換にむずびついて流通にあらわれたもので、その數量はこのような流通事情によつて規定され、増減する。このような流通手段とし

ての貨幣にかわって流通界にあらわれる銀行券の数量を規定する法則を、われわれは、金属流通法則と呼ぶのである。

こんにちの日銀券の中心的構成部分はこのような金属流通法則にしたがう銀行券であつて、昭和三十三年十一月末の発行総額にたいして七二パーセントと圧倒的に高率を占めている。そうしてさきの手形流通法則にしたがう銀行券をくわえるならば、商品の形態転換にむすびついて、流通手段やあるいは支払手段としての貨幣にかわって流通界にあらわれた銀行券部分は、実に、八一パーセントとなつている。そうしてこれらの銀行券はいずれも商品の形態転換にむすびついて流通界にあらわれたものであるから、それじたいに伸縮機能をもち、つねに貨幣流通の諸法則の規定するところの流通限界量をこえることは決してない。前述のようにアダム・スミスは真正手形（商業手形）の割引にもとづいて発行されるかぎり、その銀行券は決して過剰に発行されるものでないことを強調したのであつたが、これら流動性をもつ有価証券を保証として発行される銀行券についても過剰発行は生じえないのである。

ところで銀行券の発行はこれら二つのものにかぎらず、さらに、商品の形態転換とはまったく関係のない銀行券も流通するようになる。いわゆる紙幣流通法則にしたがう銀行券がこれである。

III 紙幣流通法則

銀行券流通の諸法則の一つとしての紙幣流通法則というのは、発券銀行がその引受た不生産的公債を保証として発行する銀行券の数量を規定する法則である。引受公債を保証として銀行券を発行することは、形式的には発券銀行が銀行券をもつて公債投資をおこなつたとおなじである。また一般公募公債を担保とする貸付を保証として発行される銀行券も、引受

公債保証発行銀行券と本質的にはおなじである。ところが社債担保の貸付を保証として発行される銀行券は公募公債担保の貸付を保証として発行される銀行券とすこしもかわらないようには見えても、両者は区別されなければならない。前者は国家の債務証券であり、後者は事業会社社の債務証券というところに、相違があるだけにすぎないように見える。ことにこれらの公債が不況対策としての公共投資のための資金の獲得に発行されたものであるばあいには、それらを担保とする貸付を保証に発行される銀行券については、その区別がますます困難なものとなってくる。そうして政府短期証券保証発行銀行券が前掲の金屬流通法則にしたがうかぎり、かかる生産的公債保証発行銀行券も、もはや紙幣流通法則にしたがう銀行券として区別すべき理由がなくなるようにすら考えられる。

軍需生産や道路の設営をはじめ、採算を無視した発電事業のための資金など、ひろい意味における自家消費資金が、公債保証発行銀行券によってまかなわれるのであるかぎり、それら銀行券は、中世の君主や大名が築城やその他いろいろな設営の支出をまかなうために発行した紙幣となんらかわらないのである。それは経済のそこから投げこまれた追加購買力であって、商品の形態転換とはすこしも関係のない事情から流通界にあらわれた銀行券にはかかならない。したがってこれらの銀行券は流通界にいつまでもとどまって、収縮する機能をもたないから、ときには貨幣の流通限界をこえて氾濫することすら起るのである。ところが食糧証券や外国為替資金証券などの短期証券は、いわゆる自家消費資金ではない。国家が食糧や外国為替を買上げるのは自家消費のためではなく、やがて国民に配給したり、輸入業者に外貨を割当売却するたために、食糧や外国為替を買入れるのである。したがってこれらの買入資金は、やがて食糧や外国為替の売却とともに償還

されるから、それら短期証券保証発行銀行券は、商品の形態転換にもとづいて流通界にあらわれ、その償還とともに流通界から出て消滅するところの、経済の自己運動によって伸縮しうる銀行券であるといふことができる。もちろん大蔵省証券の発行は租税の前借であり、国家の経費をまかなう費消資金の前借りではあつても、その年度内の租税で償還されるから、それを保証として発行される銀行券も金屬流通法則にしたがう。けれども、ナチス政府の労働振興手形や、軍事手形などの特別手形による事前金融も租税の前借りであるが、将来の老大な租税収入を想定したものであるから、かかる事前金融はインフレーションをもたらししたが、これとわが大蔵省証券とはあきらかに区別されなければならない。かくて不生産的長期国債を保証として発行される銀行券と短期証券保証発行銀行券とは厳密に区別されなければならない。前者は紙幣流通法則の支配をうけるに反して、後者の銀行券は金屬流通法則の支配にしたがう。

紙幣流通法則にしたがう銀行券は収縮性がないために、商品流通の諸事情が変わつてもそれに順応できず、過剰となることがある。第一次世界大戦当時局外にあつておおいに外貨をかせぐことのできたわが国は、戦後の恐慌や関東大震災および昭和二年の金融恐慌によつて兌換再開の機会をしばしば失ない、その間の日銀の救済融資はかかる収縮性のない銀行券の累積をもたらしした。^(註三)このことは当時の物価の推移からもうかがいうるところであつて、その落勢の緩慢さはこれら銀行券の相対的過剰にもとづく事実上の平価の切下げがあつたものといつてよいであらう。卸売物価は、大戦勃発の大正三年（一九一四年）の六一・八から大正九年（一九二〇年）の一六七・八まで騰貴し、昭和四年（一九二九年）には一〇七・五まで低落したが、旧平価で兌換再開された昭和五年（一九三〇年）にようやく八八・五まで下落し、六年には七四・八とだ

いたい戦前の水準にちかづいたのであった。この旧平価への復帰にとまなう物価の暴落は、あきらかに兌換停止下のインフレーションの存在を示すものである。かくて兌換再開後のわが国物価の暴落を、当時進行中の世界的な過剰生産恐慌の一環としてのみ捉えようとすることは誤まりである。

注三 拙著『信用貨幣の基礎理論』第一章第四節参照。

なおこの時期における収縮性のない銀行券増発の基礎となったものは公債ではなくて、土地や建物、書画、骨董などの流動性とほしい担保物件であった。

注四 ブレーゲリは「商業手形の保証によって発行され、金に自由に兌換できる銀行券もまたインフレーションをひきおこさない」という。「これは、第一に、このような銀行券の発行高が、流通のための貨幣の必要量によって自然発生的に調節され、商業手形の増大（これにもとづいて銀行券の発行等が増大する）は、商品取引額の増大を反映するからであり、第二に流通のために必要でない銀行券は、いつでも発行銀行で金に兌換することができるからである。不換銀行券のばあいには、事情はまったくちがっている。……もちろん、不換銀行券が、私的な手形の保証によって発行しつづけられているあいだは、その量は、流通の必要度にあれこれの程度に順応するが、この順応はすでに十分ではない。というのは、発行銀行で割引される手形は実際の商品取引を基礎としている商業手形だけではなく、そのなかには商品の取引のための必要性を反映していない、いわゆる「金融手形」あるいは「空手形」があるからである。しかし兌換の停止とともに、銀行券発行の性質自体が変化し、銀行券が商業手形による保証ではなく、国庫手形の保証のもとで発行されはじめると、銀行券の増発は、発券銀行で発行される価値表章が、国家の支出をまかなうためにますます広範に利用されていることを表現するにすぎず、商品取引額の増大との結びつきもまったくうしなうのである。このような「銀行券」は、実質的には、……紙幣であり、紙幣流通の諸法則にしたがうものであり、国家が発行した紙幣とおなじように、イ

ンフレーションをおこさせる」と(エ・ブレーゲリ『租税・公債・インフレーション』下巻 山田茂勝訳二七八―九頁参照)。

このように商業手形の割引にもつく不換銀行券は貨幣流通の諸法則にもしたがうが、紙幣流通の独自の法則にしたがうとし、そうして商品流通に関係のない銀行券は、増発がなくなるとも、なおその相対的過剰からインフレーションの起りうることをば、つぎのように説いている。――すなわち、

「通常、紙幣の過剰発行がインフレーションの出発点となっている。しかしながら、このことは、紙幣の過剰発行なしにはインフレーションはおこりえない、ということを意味しない。流通している紙幣の量と、各時期の流通のために必要な金の量との照応がみだされるときには、金に比較した紙幣の減価がおこる。しかし、この一致は、生産と商品取引の規模がかわらなければいかに、紙幣を追加発行してもみだれるし、紙幣の流通量がかわらなければいかに、生産と商品流通が減少してもみだされる。もし、流通している紙幣の量が増加せず、商品取引のための貨幣の必要量が生産の減少と商品流通の縮小によって減少するならば、この場合にも、流通の諸水路は過剰紙幣によってあふれる」と(前掲邦訳書二七七頁参照)。

紙幣流通法則にしたがう銀行券は、その過剰発行によって減価するだけではなく、さらに、前掲のように生産や商品流通の縮小からも相対的に過剰となり、減価することもある。けれども相対的過剰によってひとたび減価した銀行券が、こんどは、逆に、生産と商品流通の増大から、その価値が増加 (appreciation) するようなことは、決しておこりえない。このような場合には、むしろ、銀行券の追加発行がおこらなければならない。もしも増発が阻害されたようならば、市場価格総額の低落はあっても、その名目的下落はあつて銀行券のアプリシエーションは生じえない。デフレーション、銀行券のアプリシエーションは、ただ、現行の銀行券をそれより多くの量を代表する新銀行券と強制交換す

るか、価格標準じたいを法律をもって引上げるか、のいずれかによっておこるだけである。流通銀行券を吸揚けても起らない。その時には流通の阻害から市場価格の下落が起るだけである。紙幣流通の独自の法則とは、流通必要金量と紙券とのこれまでの代表関係が破ぶられるような事態が生じたとき、ここに価格標準の変更が起ることを教えるものであって、これまでの金紙の代表関係が変更されるのは、一般に、紙券のがわの増減が商品の価格実現に無関係におこなわれるからである、けれども、まれには、商品流通の変化から流通必要金量が減少したにもかかわらず、収縮しない銀行券の相対的過剩から金紙の代表関係に変化の生ずることもあるが、天災や凶作などによる市場価格の騰貴は、商品価格の価値からの乖離であり、生産および商品流通の減退にもかかわらず、価格実現に必要な金量の増大があるから、金紙の代表関係には変化がなく、したがってそこにはインフレーションはみられない。(注五)

注五 プレーゲリは、紙幣の増発なきインフレーションをつぎのように説く。——「国家が自己の軍事費を紙幣の増発をしないで、もっぱら租税によってのみ調達すると仮定しても、このばあいではさへも、民生生産の減少は、商品流通に必要な通貨量を減少せしめる(独占資本が国家に納入する軍需産業の製品についてのべれば、それは、通常現金払いではないので、軍需産業の膨脹は商品流通に必要な通貨量の増大をもたらさない)。同時に、ブルジョア国家が租税で勤労大衆の所得から取りあげた通貨は、戦争資材および武器、さらに食糧品その他の価格騰貴の条件をつくりだす軍事力の維持費用、およびその他の軍事費をまかなう。われわれが、紙幣が流通しているという前提から出発すれば、紙幣は価値退職機能を果たすには不適當なので、民生生産の削減の結果もたらされる商品流通に必要な以上の過剰通貨は、流通から去ることができずに流通過程に残存し、物価を騰貴せしめる影響をしめすであろう。物価騰貴は、過剰な紙幣が流通しているという条件にもとづいていなければならないほど、それだけインフレ的性格をもつである。

う。…もしも、国家が紙幣の新規発行にたよらず、もっぱら租税によってまかなっても、このさいには民需生産の減退の結果、商品流通に必要な通貨の減少が生じ、このばあい、インフレーションになるであろう。しかし、租税はインフレーションの原因ではない。民需生産の削減とそれに条件づけられている流通紙幣の相対的過剰の発生こそがインフレーションの原因である」と。

〔フレーゲリ「資本主義諸国における租税負担の増大とインフレーション」〔ソヴェト研究者協会編訳『社会科学の諸問題』第二集（一九五四年）所載〕六八—九頁参照〕。

しかしこの事例は、むしろ、経済の軍需化によって民需生産の圧迫から生じた市場価格の騰貴であって、すでに引用した彼の著書における紙幣の相対過剰にもとづくインフレーションとは、あきらかに、区別して考えられなければならないであろう（前掲注四参照）。

かくして、紙幣流通の独自の法則にあつては、紙券の伸縮と流通必要量の増減とが平行して、金紙のあいだに正しい代表関係がたもたれているばあいと、あるいは両者の変化が乖離して金紙のあいだの正しい代表関係がやぶられるばあいとを区別し、後の金紙の正しい代表関係の破壊されるばあいにのみ紙幣流通の独自の法則の支配があらわれるのであるが、それら二つのばあいを区別せず、紙券の伸縮がつねにその代表量の逆比例的増減をもたらしたり、あるいはまた生産や商品流通の伸縮からも金紙の正しい比例の破ぶられ、価格標準の變更のもたらされることを説く見解は、貨幣数量説につうずるもので、紙幣流通独自の法則とは根本的に区別されなければならない。そうして銀行券流通の諸法則の一つとしての紙幣流通法則とは、商品の形態転換には無関係に流通界にあらわれるかかる収縮性のない銀行券を規定する法則であつて、このような銀行券と流通必要量と正しい比例関係が破られたときに、はじめて作用する紙幣流通の独自の法則とは、あき

らかに異なるものである。

こんにち紙幣流通法則にしたがう銀行券の流通量はそうおおくはない。昭和三十三年十一月末現在の発券総額七、一三三億円にしめる割合は一九パーセントたらずの約一、三三四億円であるが、インフレーション昂進期の昭和十五年末においては、じつに、七二パーセントという驚異的な高率を示した。インフレーションの進行しているあいだは、このような紙幣流通法則にしたがう銀行券がつねに発行総額の過半をしめておるのであるが、やがてインフレーションも終末にちかづき、物価のおくれもちまってくるにしたがって、商品の形態転換にむすびついてあらわれる銀行券も増大して、手形流通法則や金属流通法則にしたがう銀行券部分の比率も上昇してくる。インフレ終末期の昭和二十三年度末では、紙幣流通法則にしたがう銀行券は四六パーセントにまで低減している。^(註六)

注六 拙稿「兌換停止下の日本銀行券の流通について」(バンキング一二〇号昭和三十三年三月号所載)参照。

けれども公債がいにも救済融資のばあいにおけるがごとく、流動性のない担保物件にたいする貸出によって収縮性のない銀行券が増発されることもあり、ことに、こんにち、補助貨幣が銀行券の流通を媒介として流通界に入用するため、それにもついで形成される政府当座予金の引出によって増発される銀行券が、かえって紙幣流通法則に支配される結果となつて^(註七)いる。したがってこの面から流通界にあらわれる銀行券も収縮性のないものである。しかも、これら創造資金が往々にしてかくし財源として流用されたことは、たんに公債の発行だけでなく、ここにもインフレ要因のかくされてい^(註七)ることを見おとしてはならないであろう。

注七 拙稿「銀行券の還流と国家紙幣の回流」(バンキング第二二五号、昭和三十三年八月号所載)二二頁以下参照。

六　　す　　び

貨幣流通の諸法則によってわれわれは、貨幣の流通量がどのような諸事情によって規定されているかが教えられた。そうしてこれらの諸法則が銀行券の流通においてもまた支配しているばかりでなく、その指示するところの流通限界を突破した銀行券の流通を支配する法則が紙幣流通の独自の法則であることも明らかとなった。しかしこれらの諸法則はいずれも、銀行券の流通量がはたしてその流通必要量の限界内であるかどうかを決して教えるものではない。そこでこれら流通必要限界内の銀行券であるかどうかをしめす規程が必要となってくる。銀行券流通の特殊法則なるものこれである。かくて銀行券流通の諸法則とは、銀行券の流通限界量を規定する法則と、その発行量を規定する法則からなり、前者は、さらに、貨幣流通の諸法則と紙幣流通の特殊法則にわかれ、後者の銀行券流通の特殊法則はこれを手形流通法則、金属流通法則、紙幣流通法則の三つに分けられる。

周知のように、銀行券とは支払手段としての貨幣の代替物として流通界にあらわれた銀行の手形である。ところが銀行券はさらに流通手段としての貨幣にかわっても流通界にあらわれるようになった。さらに、銀行券は、これら二つの貨幣にかわって流通界にあらわれるばかりでなく、商品の形態転換とはまったく関係なく、経済的な事情から流通界に投げこまれることもある。それらはいずれも発券銀行の貸出をつうじて流通券にあらわれるわけであるから、商品の形態転

換にむすびついて流通界にあらわれる銀行券とそうでない銀行券とを区別する規準は、結局、貸出の事情のうちに求められなければならないわけである。貨幣流通の諸法則の指示する貨幣の流通限界量は、商品の形態転換の事情の如何によって規定されるのであるから、商品の形態転換にむすびついて流通界にあらわれる銀行券は貨幣流通の限界量内にとどまり、貨幣流通の諸法則の支配にしたがうものであることが明らかとなる。そうして商品の形態転換にむすびついて流通界にあらわれる銀行券というのは、支払手段としての貨幣かあるいは流通手段としての貨幣のいずれかの貨幣にかわつてあらわれる銀行券であるから、それらの数量を規定するところの手形の割引とか、また公債がいの担保つき貸付のなかに、それぞれの銀行券の流通量を規定する法則がもとめられるわけである。すなわち手形流通法則と金属流通法則なるものがそれである。

けれども引受公債保証発行銀行券は、商品の形態転換とはまったく関係なくして流通界にあらわれてくる。この銀行券を規定する法則が紙幣流通法則であるが、この法則にしたがう銀行券がかならずしもつねに貨幣の限界流通量を突破するというわけではないが、氾濫することもめずらしくはない。しかもこの限界流通量をこして氾濫する銀行券なるものは、この紙幣流通法則にしたがう銀行券のみであつて、前記の手形流通法則や金属流通法則にしたがう銀行券にあつては、氾濫するようなことは決して起りえない。かくして貨幣の流通限界量をこえて発行されて、紙幣流通の独自の法則の支配のあらわれるのは、この紙幣流通法則にしたがう銀行券についてのみであることが明らかとなる。そうしてその限界量以内のばあいにあつては、かかる銀行券といえどもなお貨幣流通の諸法則の支配をうけることはいうまでもないところであ

る。

このように、銀行券のなかにもそれぞれその流通法則をことにするものがふくまれ、伸縮性のあるものと、それをまったく缺くものがあることが明らかとなってくるならば、そうしてこの銀行券の差別性がそれらの貸付の諸事情のうちに根ざしているものとするならば、兌換停止下の銀行券についてもそのような差別性が認められなければならないし、かくすることによって、兌換停止下の銀行券の流通を支配するものが、決して、紙幣流通の独自の法則のみではなく、貨幣流通の諸法則の支配も肯定されなければならないのである。かくして銀行券流通の諸法則によって、貨幣流通の諸法則や紙幣流通独自の法則の現実的適用、その具体化が可能となるばかりでなく、さらに、兌換停止下の複雑な物価現象を解明することも容易となってくるのである。